平成15年3月18日 規 程 第16号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人立川市社会福祉協議会(以下「社協」という。)組織規程(平成10年9月1日規程第8号)第2条第2項に規定する市民活動センターたちかわ(以下「センター」という。)の運営について定めることを目的とする。

(事業)

- 第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) ボランティア活動、その他の市民活動の普及に関すること
 - (2) ボランティア活動、その他の市民活動の情報収集及び提供に関すること
 - (3) ボランティア活動、その他の市民活動の研修に関すること
 - (4) ボランティア活動、その他の市民活動の調査、研究に関すること
 - (5) ボランティア活動、その他の市民活動の連絡及び調整に関すること
 - (6) その他、ボランティア活動など、市民活動の推進、支援に関すること (運営委員会)
- 第3条 センターの円滑な経営と効果的な事業運営を行うために運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
 - 2 委員会は、第2条に掲げる事業の企画及び推進に参画する。
 - 3 委員会は、20名以内で組織し、次に掲げる者の中から選出した者をもって構成 し、社協会長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) ボランティア団体
 - (3)特定非営利活動法人団体
 - (4) ボランティア活動推進団体
 - (5) 企業
 - (6) 関係行政機関
 - (7) 一般市民
 - (8) 社協理事
 - (9) その他、社協会長が認めた者
 - 4 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長にあっては、社協理事会により選任された者をあて、副委員長にあっては、委員長が委員の中から指名した者とする。
 - 5 委員会は、委員長が招集する。委員長に事故あるときは、副委員長が代理する。
 - 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - (1)委員に欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (専門委員会)
- 第4条 委員会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、委員長の諮問する事項に関して協議する。
- 3 専門委員会の必要事項は、委員長が定める。

(委任)

第5条 この規程の施行に際し定めのない事項は、社協会長が委員長と協議して定める。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。